

審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	土地の占用の許可	
処 分 の 概 要	申請書を河川管理者に提出し、許可を受けて河川の土地を占用する。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第24条	
所 管 課	道路河川管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標 準 処 理 期 間	計	15日
審 査 基 準	○河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地の占用許可について」(H11.8.5付建設省河政発第67号建設事務次官通達)により審査したうえで許可を行うことができるものであること。 ○河川区域内の土地の占用については、河川が公共用物として一般公共の用に供せられるべきものであることにかんがみ、公益優先の原則に従い、適切な処分等を行うこと。 【根拠法令等】 河川法第24条 (土地の占用の許可) 第二十四条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河政発52号) 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(H6.9.30 河政発53号) 河川法の施行について(S40.3.29事務次官通達)	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



総日数15日（休日は含まない）

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。